

在宅医療・介護連携の推進に係る協議会について

地域支援事業実施要綱（抜粋）

別記 3 包括的支援事業（社会保障充実分）

1 在宅医療・介護連携推進事業（法第 115 条の 45 第 2 項第 4 号）

（1）～（2）略

（3） 事業内容

地域包括ケアシステムの実現に向けて、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築のため、各地域においてあるべき在宅医療・介護提供体制の姿を共有した上で、地域の実情に並び、在宅医療・介護連携推進事業の具体的な実施時期や評価指標等を定め、取組内容の充実を図りつつ、ア～ウのPDCAサイクルに沿った取組を進める。

なお、取組においては、入退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り、認知症の対応、感染症発生時や災害時対応等の様々な局面において、地域における在宅医療及び介護の提供に携わる者その他の関係者の連携（以下「在宅医療・介護連携」という。）を推進するための体制の整備を図る。

そのために、医療関係職種と介護関係職種との連携が重要であり、市町村が主体となって、医療及び介護の連携の核となる人材の育成を図りつつ、地域の医師会等と協働し在宅医療・介護連携等の推進を図ることが重要である。

その際、企画立案時から、医師会等の関係団体と協働することが重要であり、また、医療や介護・健康づくり部門で庁内連携を密にするとともに、総合的に事業を進める人材の育成・配置や他の地域支援事業等の関連施策との連携・調整を図ることも重要である。

ア 現状分析・課題抽出・施策立案（計画）

切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築に向け、現状の分析、課題の抽出、施策の立案を行う。

（ア）略

（イ）在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状の把握と課題の抽出、解決策等の検討を行う。

将来の人口動態や地域特性に応じた在宅医療などのニーズの推計や課題の抽出を行い、医療計画や地域医療構想との整合に留意しつつ、これに対応する施策を立案する。

なお、立案時には事業の評価・見直し時期も合わせて設定し、目標に向けた取組の評価・改善を行う。

以下略

「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」令和5年3月31日 医政地発 0331 第14号 抜粋

在宅医療の体制構築に係る指針

第2 医療体制の構築に必要な事項

2 各医療機能と連携

前記「1 目指すべき方向」を踏まえ、在宅医療の提供体制に求められる医療機能を下記(1)から(4)に示す。都道府県は、各医療機能の内容（目標、関係機関等に求められる事項等）について、地域の実情に応じて柔軟に設定すること。

(1)～(5) 略

(6) 在宅医療に必要な連携を担う拠点

前記(1)から(4)までに掲げる目標の達成に向けて、地域の実情に応じ、病院、診療所、訪問看護事業所、地域医師会等関係団体、保健所、市町村等の主体のいずれかを在宅医療に必要な連携を担う拠点として医療計画に位置付けること。

在宅医療に必要な連携を担う拠点を医療計画に位置付ける際には、市町村が在宅医療・介護連携推進事業において実施する取組との連携を図ることが重要である。

また、在宅医療・介護連携推進事業の実施主体と、在宅医療に必要な連携を担う拠点とが同一となることも想定される。さらに障害福祉に係る相談支援の取組との整合性に留意し、事前に市町村と十分に協議することが重要である。

なお、前項の在宅医療において積極的役割を担う医療機関が在宅医療に必要な連携を担う拠点となることも可能である。

① 目標

- ・ 多職種協働による包括的かつ継続的な在宅医療の提供体制の構築を図ること
- ・ 在宅医療に関する人材育成を行うこと
- ・ 在宅医療に関する地域住民への普及啓発を行うこと
- ・ 災害時及び災害に備えた体制構築への支援を行うこと

② 在宅医療に必要な連携を担う拠点に求められる事項

- ・ 地域の医療及び介護、障害福祉の関係者による会議を定期的に開催し、在宅医療における提供状況の把握、災害時対応を含む連携上の課題の抽出及びその対応策の検討等を実施すること
- ・ 地域包括ケアシステムを踏まえた在宅医療の提供体制を整備する観点から、地域の医療及び介護、障害福祉サービスについて、所在地や機能等を把握し、地域包括支援センターや障害者相談支援事業所等と連携しながら、退院時から看取りまでの医療や介護、障害福祉サービスにまたがる様々な支援を包括的かつ継続的に提供するよう、関係機関との調整を行うこと
- ・ 質の高い在宅医療をより効率的に提供するため、関係機関の連携による急変時の対応や24時間体制の構築や多職種による情報共有の促進を図ること

- ・ 在宅医療に係る医療及び介護、障害福祉関係者に必要な知識・技能に関する研修の実施や情報の共有を行うこと
- ・ 在宅医療に関する地域住民への普及啓発を実施すること
(関係機関の例)
 - ・ 病院・診療所
 - ・ 薬局
 - ・ 訪問看護事業所
 - ・ 居宅介護支援事業所
 - ・ 訪問介護事業所
 - ・ 介護保険施設
 - ・ その他の介護施設・事業所
 - ・ 地域包括支援センター
 - ・ 基幹相談支援センター・相談支援事業所
 - ・ 消防機関

The background features a series of isometric illustrations on a blue grid. At the top, a person in a wheelchair is pushed by another person. Next to it, a person lies in a hospital bed being attended to by a caregiver. To the right, two people are shown, one using a walker. In the center, a doctor in a white coat interacts with an elderly couple. Below this, a person sits in a rocking chair reading a book under a lamp. To the right, a doctor and a caregiver sit at a desk with a laptop and a potted plant. Further right, a group of people are gathered around a table, possibly for a meal or discussion. At the bottom left, a person is in a hospital bed being cared for. At the bottom right, a doctor and a caregiver walk together, one carrying a bag.

在宅医療・介護連携推進事業の手引き

Ver.4

令和7年（2025年）3月

(イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

<目的>

- 在宅医療と介護の連携に関する地域の課題を抽出し、その対応策を検討すること。

<ポイント>

- データの活用にあたっては、下記の点に留意することが重要である。
 - 現状の把握（定量的な現状把握）で得られた情報は、視覚的に経時的な変化、地域間比較等の解釈ができるように整理する。
 - 現状の把握（定性的な現状把握）で得られた情報は、医療関係や介護関係者などの職種ごとにまとめたり課題を類型化したり等、医療・介護関係者と共有しやすくまとめる。
- 地域の医療・介護の関係団体等に参画を求め、地域の医療・介護の関係団体等と現状や課題、対応策、地域でめざすべき姿やあるべき姿（目的、目標）を共有する。
- 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策を検討する会議の開催事務について委託することは差し支えないが、議題等、会議の開催前後に検討が必要となる事項については、市町村が主体的に課題や対応策の検討に取り組む必要がある。

<実施内容・実施方法>

- 将来の人口動態や地域特性に応じた在宅医療などのニーズの推計や課題の抽出を行い、医療計画や地域医療構想との整合に留意しつつ、これに対応する施策を立案する。なお、立案時には事業の評価・見直し時期も合わせて設定し、目標に向けた取組の評価・改善を行う。
- 地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状の把握と課題の抽出、解決策等の検討を行う。
- 検討された対応策の実施に係る市町村や郡市区医師会等関係団体等の役割や実施時期等の検討をする。

<留意事項>

- 会議の構成員については、地域の医療及び介護の関係団体、地域包括支援センター等に加え、地域の実情に応じて医療関係機関や介護事業所・施設等の参加を求めることが必要である。その他、議題等に応じて、都道府県、保健所、消防機関、地域住民等の関係

者の参加を求めることが望ましい。

- 多機能による協働や多職種連携を充実させるため、地域の医療・介護の関係団体等多機能・多職種が集い、情報共有や協議を行う場（や地域ケア会議等）の機能を確立させることが重要である。
- 必要に応じて、在宅医療や介護を提供している者等からヒアリングを行うことも考えられる。
- 検討する議題に応じて、在宅医療・介護連携に関する有識者、医療機関等の入退院支援の担当者、都道府県関係部局、保健所等の担当者等の参加を求めることが望ましい。
- 会議の進行等に当たっては、特定の関係者に発言が偏ることがないように、関係者の専門性の違い等に配慮しつつ広く関係者の発言を求める。
- 会議は定期的に開催すること。ただし、開催頻度は地域の実情に応じて決定することで差し支えない。なお、感染症の流行状況や医療・介護関係者の実態に合わせ、Web 会議等の実施も差し支えない。
- 医療・介護関係者が参画する会議については、地域の在宅医療・介護連携の課題とその対応策について検討することが主旨であるため、地域の実情に応じて既存の会議を活用することも差し支えない。例えば、地域ケア会議等についても、議題、出席者の職種、回数等が当該事業の主旨を満たすものであれば、活用を検討していただき差し支えない。ただし、その場合であっても、医療・介護関係者が参画する会議を開催する前に、市町村が課題の整理や対応策について検討することが必要である。
- 対応策等の検討結果に応じて、その他、必要な協議体の議題に繋げることも重要である。
- 在宅医療・介護連携を支援する相談窓口において受け付けた相談内容や地域の現状を踏まえて、必要に応じて市町村や関係者等と連携し、地域課題・必要な施策などを検討することが望ましい。
- かかりつけ医機能報告制度に係る協議の場等においても、必要に応じて連携し、実施することも重要である。なお、かかりつけ医機能報告制度については、「かかりつけ医機能の確保に関するガイドライン」等を参照されたい。

【在宅医療・介護連携の推進に係る協議会の有効的な在り方の例】

STEP0： 自治体で実施している対策等の整理や現状分析を実施する。

STEP1： 相談事例や困難事例を収集する。

STEP2： 収集事例を分類する。

例)

テーマ	実体把握	普及啓発	連携強化	取組・検討
看取り		ACP の普及	緊急搬送に関する関係機関連携の推進	
災害			災害発生時の介護保険施設と医療機関	

出典：千葉県松戸市医師会

STEP3： 協議会での検討課題を抽出する。

STEP4： 当該課題の検討に必要な職種等を検討する。

STEP5： 課題検討等に関する協議会を開催する。

STEP6： 現状との差について検討し、対応策などを検討する。

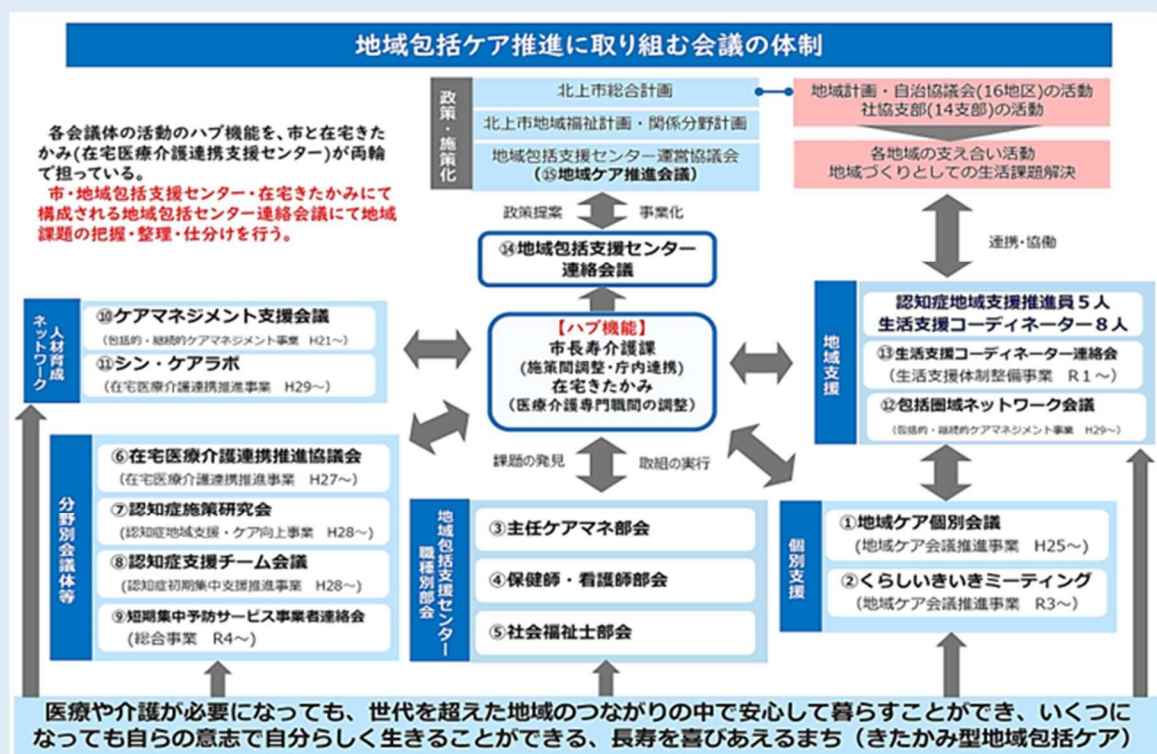
事例 岩手県北上市

地域ケア会議と連携した協議体の形成

<取組概要>

- 岩手県北上市においては、多様化・複雑化する福祉ニーズに対応するため、分野横断的な支援体制や地域の実情に応じた体制整備が課題となっており、市としては地域の医療・介護・保健・福祉に関わる多様な担い手の声を各分野の支援チーム（協議体）が把握し、地域課題の抽出を行う体制を推進している。
- また、抽出された地域課題に対し、地域包括支援センター運営協議会、在宅医療介護連携推進協議会、第1層協議体が連携し、各分野の機関・協議体間の連携・調整を行い、地域包括ケアシステム構築のための政策形成を推進している。
- こうした各協議体の活動のハブ機能を、北上市と在宅医療介護連携支援センター（在宅きたかみ）が担っており、市・地域包括支援センター・在宅きたかみにて構成される「地域包括センター連絡会議」にて地域課題の把握・整理・仕分けを行っている。

図 11 地域包括ケア推進に取り組む会議の体制



出典

https://www.city.kitakami.iwate.jp/material/files/group/18/plan_2024_2026.pdf

在宅医療介護連携推進協議会

- 在宅医療介護連携推進協議会は年3回開催している。構成員は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、療法士会、老人福祉施設連絡会、ケアマネジャー連絡協議会、病院、訪問看護事業所、地域包括支援センター、在宅医療介護連携支援センター、消防組合、市町村、県振興局・保健所、障がい福祉関係者である。地域ケア推進会議とも連携し、課題の対策の検討を実施している。
- 医療・介護及び行政関係者が、医療と介護の連携の課題の共有と新たな仕組みの構築を行う会議であり、情報収集から課題の抽出、対応策の検討を実施するとともに、多職種への事業計画の協議・承認の場としても機能している。具体的には、国や県の施策の共有、医療・介護関係者への調査結果の共有・検討、在宅医療・介護連携推進事業の取組の進捗管理等を実施している。
- 令和6年度から、高齢化が著しい障がい者ケアの観点から、障がい福祉関係者も構成員として加わった。

地域ケア会議（自立支援型マネジメント）

- 自立支援型の地域ケア会議として、多職種合同ケア会議「くらしいききミーティング」を開催し、生活環境の改善や社会参加等を含めて具体的な支援策について検討することで、地域全体のケアの質の向上を図っている。
- また、地域ケア会議の結果から抽出された地域課題を分類し、地域包括支援センター運営協議会で報告しており、地域課題の解決に向けた政策形成に取り組んでいる。

<この事例を参考とし、解決可能な課題例>

- 地域の多様化・複雑化する医療・介護・福祉ニーズに対応するため、分野横断的な支援体制や地域の実情に応じた体制整備が課題となっている。

<実施の効果>

- 従来の縦割り組織では対処が困難であった重層的な課題や、制度の狭間に落ちていた地域課題に対応するため、市の体制（ストラクチャー）とその意思決定プロセスを有機的に整理・構築することで、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築が期待される。